

第2回ユースフューチャーカップ鉾田
JMCA スポーツクライミング競技規則 適用変更内容一覧

※2022/11/17更新

該当条項	変更内容および注意
第30条	リード競技会は、次の各号に定めるラウンドで構成されるものとする。 (1) スターティング・グループごとに2本の異なるルート(“A”および“B”)を使用し、デモンストレーションの後に実施する予選 (2) 決勝は行わない。
第35条	※適用せず
第37条	※適用せず
第38条	※適用せず
第39条	各ルートおよびラウンドの間は、次の各号に定める時間をもって間隔を空けなければならない。 (1) 最初の予選ルートの選手のアテンプト終了と、2本目の予選ルートのアテンプト開始の間に50分以上時間を空ける
第42条	※適用せず
第44条	※適用せず
第45条	各ルートでの競技時間は、4分間とする。
第58条	※適用せず
第59条	競技会の最終成績は、次の各号の順に決定しなければならない。 (1) 予選順位を有する選手を、当該予選順位の昇順に順位付ける。 ただし、予選が2つのスターティング・グループで行なわれた場合、当該予選順位は各グループの順位を統合して決定し、両グループの同じ順位を有する選手は同着として扱うものとする。なお、成績統合後に1位および2位、3位に同着がある場合、2つのルートのクライミング・タイムの和がより短い選手を上位とする。
第65条第2項	当該抗議のうち、予選に関する抗議は当該選手の暫定成績の表示後ただちに申し立てるものとする。
第67条第1項	ボルダリング競技会は、下記に定める内容で構成されるものとする。 (1) カテゴリーごとに8ボルダーで構成される1つのコースで実施する。なお、ボルダー番号は難易度の順に、最も低いものを1とし、最も高いものを8とする。 (2) 決勝は行わない。

第70条	※適用せず														
第71条	※適用せず														
第72条	※適用せず														
第73条	※適用せず														
第74条	※適用せず														
第75条	※適用せず														
第76条	※適用せず														
第77条第1項	選手は自分が属するカテゴリーに割り当てられた8つのボルダーのうち、自分が希望する順に各ボルダーでアテンプトを行うことができる。ボルダーでのアテンプト前に、当該ボルダーを担当する審判員にスコアカードを提出し、スコアカードの提出順にアテンプトを行うものとする。ただし、審判員による呼出の際にアテンプトを行う準備が完了していない場合は、当該選手はその時点で当該ボルダーでのアテンプトを希望するすべての選手のアテンプトが終了した後に、アテンプトを行うか、別のボルダーでアテンプトを行うものとする。														
第77条 第2項～第4項	※適用せず														
第78条	※適用せず														
第79条	※適用せず														
第80条第1項	ローテーション・ピリオド（競技時間）は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>参加選手数（四捨五入）</th><th>競技時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td><td>55分</td></tr> <tr> <td>20</td><td>60分</td></tr> <tr> <td>30</td><td>65分</td></tr> <tr> <td>40</td><td>70分</td></tr> <tr> <td>50</td><td>75分</td></tr> <tr> <td>60</td><td>80分</td></tr> </tbody> </table>	参加選手数（四捨五入）	競技時間	10	55分	20	60分	30	65分	40	70分	50	75分	60	80分
参加選手数（四捨五入）	競技時間														
10	55分														
20	60分														
30	65分														
40	70分														
50	75分														
60	80分														
第81条	選手は、各ボルダーにつき5アテンプトまでとするが、同一のボルダーで連続してアテンプトを行う必要はない。														
第91条第1項	※適用せず														

第91条第2項	1位および2位、3位に同着がある場合、当該選手の順位は次の各号に従って決定する。 (1) 1回目のアテンプトで完登したボルダー数を比較し、その降順とする。なお同着の場合は、アテンプト回数を増やし、各回数で完登したボルダー数を比較する。 (2) 前号を適用後、なお同着の場合は、1回目のアテンプトでゾーンを獲得したボルダー数を比較し、その降順とする。なお同着の場合は、アテンプト回数を増やし、各回数でゾーンを獲得したボルダー数を比較する。
第91条第3項	前項を適用後、なお同着の場合は、当該選手の順位は等しいものとする。
第92条	※適用せず
第95条	選手が当該ボルダーでの追加アテンプトを行うことが認められる抗議は、当該選手の属するカテゴリーの競技時間終了前までに申し立てなければならない。